東京都中央卸売市場自律改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 中央卸売市場における「都民ファースト」「情報公開」「ワイズ・スペンディング」 の実現に向けた自律改革を推進するため、中央卸売市場自律改革推進本部(以下「推 進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部は、中央卸売市場における自律改革を推進するため、次の事務を所掌する。
 - (1)市場運営等における課題についての実態調査及び評価並びに課題の整理及び改善策 の検討に関すること。
 - (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、管理部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、財政調整担当部長をもって充てる。また、副本部長は、本部長を補佐し、 本部長が欠席した場合等の代理を行う。
- 4 本部員は、別表に定める者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。また、専門 的な課題を検討するためのプロジェクトチームを設置することができる。

(会議)

第4条 本部長は必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

(事務局)

- 第5条 推進本部に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。
- 2 事務局の事務は、管理部財務課において担う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年9月20日から施行する。

別表(本部員)

(管理部)

総務課長 市場政策課長 財務課長

(事業部)

事業部長 業務課長 施設課長

(新市場整備部)

管理課長

(市 場)

築地市場 場長 食肉市場 場長 大田市場 場長